

建築基準法第68条の4による認定基準

第1 適用範囲

本認定基準は箱根ヶ崎駅西地区整備計画区域（都市計画決定：平成15年1月13日瑞穂町告示第10号、建築条例：平成15年4月1日施行）における建築基準法第68条の4に基づく特定行政庁の認定について適用する。

第2 認定基準

- 1 建築物の具体の建築計画が、周辺の公共施設等の整備状況、土地利用の現況及び動向等について総合的な配慮がなされていること。
- 2 建築敷地と道路（建築基準法第42条に該当する道路）との関係が次のいずれかに該当すること。
 - (1) 建築敷地が接する道路が建築基準法第42条第1項第4号の指定がなされている都市施設又は地区施設として計画されている道路で、主要な交差点から当該建築物の敷地までの間の区域に、空地が当該道路幅員の10分の6以上確保されている場合、または、住宅地区4メートル以上その他の地区5メートル以上の幅員が確保されている場合
 - (2) 建築敷地が接する道路が建築基準法第42条第1項第4号の指定がなされている都市施設又は地区施設として計画されている道路で、建築基準法第42条に該当する道路（建築基準法第42条第1項第4号の道路を除く）から15メートル以上の区域について、当該道路の全幅員に空地が確保されている場合

3 その他

- (1) 土地区画整理事業区域内においては、土地区画整理法による仮換地の指定がなされていること。